（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（二年）（第三百六十一回）	○・一％	平成三十年二月十五日	六億円
利付国庫債券（二年）（第三百六十三回）	○・一％	平成三十年四月十五日	三億円
利付国庫債券（二年）（第三百六十四回）	○・一％	平成三十年五月十五日	五十一億円
利付国庫債券（二年）（第三百六十七回）	○・一％	平成三十年八月十五日	千九億円
利付国庫債券（五年）（第百十八回）	○・二％	平成三十一年六月二十日	四億円
利付国庫債券（五年）（第百二十二回）	○・一％	平成三十一年十二月二十日	百六億円
利付国庫債券（十年）（第二百九十一回）	一・三％	平成三十年三月二十日	四十億円
利付国庫債券（十年）（第二百九十四回）	一・七％	平成三十年六月二十日	一億円
利付国庫債券（十年）（第二百九十五回）	一・五％	平成三十年六月二十日	七十二億円
利付国庫債券（十年）（第三百二回）	一・四％	平成三十一年六月二十日	一億円
利付国庫債券（十年）（第三百十回）	一・○％	平成三十二年九月二十日	四億円
利付国庫債券（十年）（第三百十二回）	一・二％	平成三十二年十二月二十日	一億円
利付国庫債券（十年）（第三百十五回）	一・二％	平成三十三年六月二十日	九十二億円
利付国庫債券（十年）（第三百十六回）	一・一％	平成三十三年六月二十日	二十九億円
利付国庫債券（十年）（第三百十九回）	一・一％	平成三十三年十二月二十日	十三億円
利付国庫債券（二十年）（第三十八回）	二・七％	平成三十年三月二十日	八十三億円
利付国庫債券（二十年）（第四十回）	二・三％	平成三十年九月二十日	三億円
利付国庫債券（二十年）（第四十四回）	二・五％	平成三十二年三月二十日	四百七十六億円

○財務省告示第三十七号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成二十九年一月十六日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年二月九日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　個人向け利付国庫債券（固定・三年）（第七十九回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行額　額面金額で六百九十七億八千五百八十四万円

五　最低額面金額　一万円

六　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

七　発行日　平成二十九年一月十六日

八　発行価格　額面金額百円につき百円

九　利率　年〇・〇五パーセント

十　初期利子　平成二十九年七月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.05}{100} \times \left(\frac{1}{2} - \frac{1}{365}\right)$$

十一　第二期以後の利子　毎年一月十五日及び七月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十二　償還期限　平成三十二年一月十五日

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　払込期日　平成二十九年一月十六日

十五　払込場所　日本銀行の本店又は支店

十六　中途換金の取扱い　中途換金の買取りは、平成三十年一月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成三十年一月十五日から平成三十年七月十五日前までの間の場合

$$\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - \left(\text{初期利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100} + \text{第二期利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100}\right)$$

㈡　平成三十年七月十五日以後の場合

$$\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - \text{利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100} \times \frac{2}{3}$$

十七　中途換金の特例　前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第三条の規定による改正前の相続税法第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、平成